「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成28年２月５日
内閣府地方創生推進室

平成28年２月３日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、２月５日までにご回答ください。
なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

（指摘・確認事項）

１．１月28日に提示した「内閣府案」について、２月３日に議論の対象とならなかった事項に関し、もし修正すべき点があるのであれば、２月５日までに具体的な修正案を添えて報告すること。この際、法案化に当たって最低限必要な制度的骨格等に限って議論の対象とすること。
（考え方）
・「内閣府案」は、外国人受入れに関し、国会等の場における様々な議論を経て構築された、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」のスキーム案を基本に作成されたものであり、適正な管理体制の構築など外国人材を特区で受け入れるのに適した汎用性が高いスキームであると考えている。
・２月３日のワーキンググループで議論した事項は整理済みと認識している。
・家事支援人材受入スキームを法案化した際も、法案化時点では必ずしも細部の検討を経ていたものではない。特に、受入機関の基準、人材の要件、提供するサービス内容については、追って政令や指針、解釈通知等のレベルで順次詳細化を図れば足りるものである。例えば、要検討事項とされた「請負か派遣か」は、家事支援人材では指針で明らかになる事項であり、「日本人と同等水準以上の報酬確保の具体的方法」については、運用段階で整理されるべき事項である。また、「労働基準法の労働時間等の規定の適用の在り方」については、外国人材か日本人かに関わらず整理されるべき事項ではないか。（これらについて、より早く具体化する方が望まれているものの、今の段階で詳細な方針を整理・検討しなければ法案化の検討ができないとは考えられない。）

２．家事支援人材受入事業を参考にすれば想定される条文案は次のとおりであるとこ

ろ、この条文案について問題点があれば、２月５日までに本ワーキンググループに説明すること。

＜条文案＞

（出入国管理及び難民認定法の特例）

第十六条の〇　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域農業生産支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業生産支援活動（農業生産活動を補助する活動で農林水産大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を行う外国人（年齢、農業生産に係る専門的な知識経験その他の農林水産大臣が定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を、本邦の公私の機関（第三項に規定する基本方針に照らして必要な措置を講じていることその他の農業生産支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の〇の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業生産支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業生産支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行うものとして、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条の二第一項の申請があった場合には、当該特定農業生産支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなして、入管法第七条の二第一項の証明書を交付することができる。

２　外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定農業生産支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するものとみなす。

３　農林水産大臣は、国家戦略特別区域農業生産支援外国人受入事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

４　農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

５　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（注）上記１～２の検討に当たっては、一定の知識・技能のある外国人材を雇用契約に基づき受け入れて、農家との請負契約又は派遣契約に基づき所定の活動を提供させることを前提に検討するものとし、技能実習制度の問題と混同させないこと。

以上